

㈱ゼンリンと災害時の地図製品等の供給等に関する協定を締結

防災ワンポイントコーナー

町と㈱ゼンリン(北海道エリア統括部長 中村英二)は、「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を、3月23日に締結しました。

本協定は、4月に皆さんに配布した2018年版の防災ガイドブックの作製をゼンリンに委託していたことが契機で、このガイドブックの納品の日に合わせて協定を締結しました。

この協定では、「①住宅地図5冊を無償貸与 ②住宅地図の防災訓練においての使用 ③A0版の全町図5枚を貸与、平時においての使用 ④あらかじめ、地図の複数利用許諾申請を行うことにより、災害対策本部設置間のみ地図を複製使用することができる ⑤住宅地図インターネット配信サービスにより㈱ゼンリンから配信された地図をPDFに変換して防災業務に印刷して使用できる」などの協力を受けることができます。

本協定調印式の前の3月9日には、季節外れの大雨により融雪水が町内に溢れて、摩周駅周辺をはじめ町内の広域において床上・床下浸水による被害がありました。この際の被災者救出においては、役場内はもとより、警察、消防とも、㈱ゼンリンの住宅地図を用いて情報を共有して対処することができました。この地図は常に最新のものに更新されるので、今後の災害対策においても大いに役立つものと期待されます。



協定書を手には㈱ゼンリン中村部長(左)

問い合わせ先/役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

弟子屈町林野火災予消防対策協議会からのお知らせ

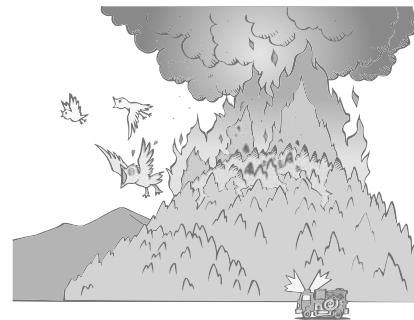
～火の用心 命の森を守りたい～

林野火災が心配される季節になりました。

町民の皆さんや観光客の方が、余暇などを利用して山林に立ち入ることが多くなるシーズンです。山火事防止のため、次の点にご協力をお願いします。

- 山林内での喫煙や携帯ガスコンロなどの火気の取り扱いに、十分注意しましょう。
- チェーンソーなどの機械の使用には、十分注意しましょう。

▶ 林野火災予防強調期間/5月31日(木)まで



問い合わせ先/弟子屈町林野火災予消防対策協議会
(事務局/役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通))

堆肥やスラリーの散布にご理解を

家畜排せつ物は農家にとって貴重な有機肥料であり、牧草地や畑作に還元することで資源循環型の農業として環境負荷軽減にも役立っています。

町内の酪農家の皆さんは家畜排せつ物を堆肥化する際、水分調整など良好な発酵処理をすることで臭気の軽減に努めていますが、散布の際に強烈な臭気が発生することがあり、適切な処理をしても臭気をなくすことはできません。

このことから町や農協、酪農家など関係機関で組織する弟子屈町家畜ふん尿臭気・再生可能エネルギー対策協議会では、臭気抑制対策としてさまざまな手法の検討や、専用機材の導入により散布方式を改善するなど、臭気のさらなる軽減に取り組んでいます。

堆肥やスラリーの散布は5月、7月、11月ころに集中して行われ、観光シーズンとも重なりますが、農業にとって必要不可欠なことから、ご理解をお願いします。

☐ 問い合わせ先/弟子屈町家畜ふん尿臭気・再生可能エネルギー対策協議会(事務局/役場農林課農政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)まで。



臭気抑制スラリー散布機

5月1日～5月31日は

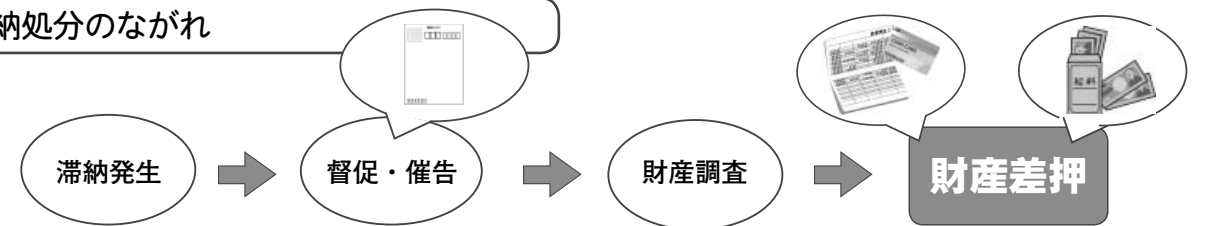
滞納整理強調月間です。

町税・使用料などの納入はお済みですか？

平成29年度分の町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納入はお済みですか？納税通知書をお確かめの上、未納の場合は**5月31日(木)までに必ず納めてください。**

町では、催告をしても納めていただけない滞納者に対し、給与・預貯金・生命保険などの差押えをはじめとする滞納処分に取り組んでいます。

滞納処分のながれ



納税相談のご利用を！

滞納がある場合は、1日も早く解消するため、納税相談にお越しください。

平成30年度の軽自動車税の納期限は5月1日(火)です。便利なコンビニ納付をご利用ください。

問い合わせ先/役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

5月31日は自動車税の納期限です

自動車税は、4月1日現在の運輸支局登録に基づいて課税される道税です。今年度の納期限は5月31日(木)です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は5月7日に発送します。住所が変わった方や納税通知書が届かない方は、ご連絡ください。

自動車税は、各金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、総合振興局などで納めることができます。また、パソコンや携帯電話、スマートフォンからインターネット上の専用サイトを利用したクレジットカード納税(納税通知書に納付番号と確認番号が印字されているものに限ります)もできます。

納期限までに全額納められないなど、納税に関するご相談がある方は、納税通知書をご用意の上、下記までお問い合わせください。

☐ 納税の相談・問い合わせ先

釧路総合振興局納税課(釧路市浦見2丁目2-54) ☎ 0 1 5 4 ④ 9 1 7 9

☐ 自動車税の課税内容・自動車取得税に関する問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部(札幌市北区22条西2丁目)

- 自動車税の課税内容について ☎ 0 1 1 - 7 4 6 - 1 1 9 0
- 自動車取得税について ☎ 0 1 1 - 7 4 6 - 1 1 9 5

☐ ホームページもご利用ください

- 道税 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>
- 札幌道税事務所自動車税部 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/>
- 釧路総合振興局納税課 <http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/nzi/>

